

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム
専任職員給与算定・適用基準

平成 24 年 04 月 01 日 制定

この法人の専任職員の給与算定及び等級・号俸の適用に必要な基準を次のとおり定める。

1 級別標準職務表

種別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	備考
事務職員	主事	主事	課長 補佐	課長	部長 補佐	部長	事務局 次長	事務局 局長	職位は夫々相 当職務を表す

2 初任給基準表

種別	高卒	短大卒	4 大卒	備考
事務職員	1 級 5 号俸	1 級 1 5 号俸	1 級 2 5 号俸	経験年数に応じ号俸を加算する

※加算号俸数は次の計算式で算出する。

$$\text{加算号俸数} = \text{経験年数の月数（下表 3 の 1）} + 2 \text{ の月数} \div 12 \text{ カ月（1 未満の端数切捨）} \times 4$$

3 経験年数換算表

1) 職歴：A～F の区分に従い経験年数換算する。

種別	経歴		換算率		備考
			1.常勤	2.非常勤	
事務職員	国家公務員、地方公務員、公共企業体、政府関係機関、外国政府の職員として在職した期間	A. 職員の職務と類似する職務に従事した期間	100/100	70/100	
		B. その他の期間	80/100	50/100	他の職員との均衡を勘案し換算率を引き上げることができる
	民間の企業、団体等の職員として在職した期間	C. 職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100	70/100	
		D. その他の期間	80/100	50/100	他の職員との均衡を勘案し換算率を引き上げることができる
	その他の期間	E. 技能、労務等の職務に従事した期間で、その経験が職員の職務に役立つと認められるもの	50/100	30/100	
		F. その他の期間	25/100		

※常勤とは専任職員・嘱託職員、非常勤とは非常勤職員・臨時職員・アルバイトをいう。派遣職員については、フルタイム勤務の場合は常勤として、パートタイム勤務の場合は非常勤として取り扱う。

2) 学歴：①～⑤の区分に従い経験年数換算する。

種別	基準学歴（4大卒・短大卒・高卒）以後の学歴	換算率
事務職員	①大学院修士課程・博士課程に在学した期間（正規の修学年数内。以下同じ）	100/100
	②大学卒業後、他の大学に入学し在学した期間	100/100
	③大学卒業後、他の短期大学・専修学校・各種学校に入学し在学した期間	50/100
	④専修学校・短期大学卒業後、他の専修学校・短期大学・大学に入学し在学した期間	100/100
	⑤高等学校卒業後、各種学校・専修学校・短期大学・大学に入学し在学した期間	100/100

■初任給算定の際の加算号俸数の計算例

臨時の政府関係職員として社会調査業務に1年間従事した修士課程修了者の加算号俸数は「8」

職歴換算月数「8カ月」＝政府関係職員(臨時職員)としての在職期間(12カ月)÷換算率(A-2.70/100)

学歴換算月数「24カ月」＝大学院修士課程に在学した期間(24カ月)÷換算率(100/100)

加算号俸数計算式：(8カ月+24カ月)÷12カ月＝2.67 2（1未満の端数切捨）×4＝8

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。